

別記様式第3（第3条関係）

指定棚田地域振興活動計画認定申請書

令和6年2月27日

総務大臣 松本 剛明
文部科学大臣 盛山 正仁
農林水産大臣 坂本 哲志
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
環境大臣 伊藤 信太郎 殿

福島県耶麻郡猪苗代町長 二 瓶 盛 一
（ 公 印 省 略 ）

棚田地域振興法第10条第1項の規定に基づき、指定棚田地域振興活動計画について認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：猪苗代地区棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

猪苗代地区の棚田（旧猪苗代町）

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

・生産性の向上

生産性の向上を図るため、農業用ドローンを活用して防除作業等の省力化、効率化を進める（農業用ドローンによる防除面積 見祢集落：令和４年９回、２５ha→令和６年１０回、３０ha）。（見祢集落）

また、畦畔にカバークロップや景観作物を植栽することで、協議会の構成員を中心とした農家等が共同で実施する草刈作業を１回減少させる（令和４年共同草刈回数 長坂集落：２回、見祢集落：３回、祢次集落：３回、渋谷集落：２回）。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

棚田周辺に設置している電気柵の下草刈等により里山の手入れを行うことで、有害鳥獣の隠れ場所を減らし、農作物の被害額を５％減少、または被害面積を５％減少する（令和４年猪による畦畔等の掘り起こし等による鳥獣被害額または被害面積 長坂集落：２１，４０５円、見祢集落：２．５a、祢次集落：１０４，１９２円、渋谷集落：２．０a）。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

・良好な景観の形成

令和６年までに、棚田周辺の畦畔にカバークロップや景観作物を植栽し、棚田の景観を保全する（長坂集落：カバークロップ０a→５a、景観作物０a→５a、見祢集落：カバークロップ０a→５a、景観作物０a→５a、祢次集落：カバークロップ０a→５a、景観作物０a→５a、渋谷集落：カバークロップ０a→５a、景観作物０a→５a）。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

景観作物の植栽や水路の掃除等の協議会の構成員を中心とした農家等が共同で実施する活動に年間４回以上取り組み、棚田の良好な景観を保全する（令和４年 長坂集落：３回、見祢集落：３回、祢次集落：３回、渋谷集落：３回）。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

・伝統文化の継承

１９９７年から開催されている猪苗代新そば祭にて、棚田で生産されてきたそばを提供することで、そば栽培、そば打ちの伝統文化の継承を図る。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

- ・ 棚田における農村関係人口の創出・拡大による景観の保全
令和6年までに、棚田の草刈り等の保全作業に取り組む人数を1名増加させる（令和4年の地域外からの保全活動参加人数 長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落：0人）。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）
- （3）棚田を核とした棚田地域の振興
 - ・ 棚田を観光資源とした地域振興
猪苗代地区の棚田の周辺に、棚田地域の紹介や棚田での記念写真撮影スポット等の案内看板を1か所整備し、集客の向上を図る。（現状の案内看板設置数 長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落：0か所）

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・ 生産性の向上
 - 農業用ドローンによる肥料や防除剤等の散布を行う。（見祢集落）
 - 畦畔にカバークロップや景観作物を植栽する。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 自然環境の保全・活用
 - 棚田地域周辺に設置している電気柵の下草刈等の里山の手入れを行い、有害鳥獣の隠れ場所を減らす。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）
- ・ 良好な景観の形成
 - 景観作物の植栽や水路の掃除等の共同活動を年間4回以上取り組む。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）
 - 棚田の畦畔にカバークロップ（センチピードグラス等）や景観作物（コスモス等）を植栽する。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）
- ・ 伝統文化の継承
 - 旧猪苗代町内で開催されるお祭りにて、棚田で生産されたそばを提供する。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）
- ・ 棚田における農村関係人口の創出・拡大による景観の保全
 - 県が運営する農村関係人口創出のためのマッチングサイトを活用し、地域外住民と協議会の構成員を中心とした農家等が共同で草刈り等の保全作業を行う。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興

- 棚田の紹介や棚田での記念写真撮影スポット等の案内看板を1か所整備する。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

猪苗代地区棚田協議会は猪苗代町、農業者、農業者団体、地域住民で構成。
参加者の名称又は氏名については、別添５の別紙のとおり。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし